四、本要項第三・五項を次のとおり置き換える。
発行会社は、本物件又は本信託受益権の取得、所有、運用及び管理業務（自ら直接行う運用・管理業務であると受託者、マスター・レッシー、アセット・マネージャー又はプロパティ・マネージャーを通じて行う運用・管理業務であるとの別を問わない）以外の事業（なお、劣後特定社債の自己募集はかかる事業に含まれないものとする。）を営んではならない。なお、ホテル営業及びホテル改修工事は本物件の運用業務に含まれるものとする。
五、本要項第三・一九項を次のとおり置き換える。
発行会社は、優先出資社員の社員総会における議決権について、資産流動化法上予め優先出資社員に明確に付与されている場合及び払込期日現在の定款で認められている場合以外にその定款上で議決権を付与してはならない。発行会社は、事前に社債権者の書面による承諾（かかる承諾は不合理に拒絶、留保又は遅延されないものとし、また、不合理な条件を付されないものとする。）を得ることなしに、優先出資の消却（資産流動化法第百九条に基づく場合を含むが、これに限られない。以下、本項において同じ。）を行ってはならない。但し、発行会社は、リリース口座内の資金で優先出資の消却を行う限り、事前に社債権者の書面による承諾を得ることなしに、優先出資の消却を行うことができ、社債権者はこれに異議を述べないと共に、発行会社が請求した場合には承諾書の提出その他合理的に必要な協力を行うものとする。
六、本要項第三・一二項を次のとおり置き換える。
発行会社は本特定社債の払込期日から全額償還されるまでの間S&Pによる長期債格付が少なくともA以上の相手方と一・五〇％を権利行使価格とする、社債権者が合理的に満足する内容及び形式の金利キャップ契約を締結し、これを維持するものとする。当該金利キャップ契約における想定元本は二〇一一年二月二十八日時点の本特定社債の未償還元本残高と同額とするが、社債権者の合理的な裁量によりその時々の本特定社債の未償還元本残高に減額できるものとする。
七、本特定社債の利息計算期間の取扱いを次のとおりとする。発行会社及び社債権者は、第二・一条の変更により「予定最終償還期日」が二〇一一年二月二十八日から二〇一六年二月二十九日に変更されることにより、従来二〇一一年二月二十八日の前日で終了する予定であった利息計算期間が二〇一一年三月十六日の前日で終了することとなるにかかわらず、二〇一一年二月二十八日から二〇一一年三月十六日の前日の期間に適用される基準金利については二〇一一年二月二十八日の二ロンドン営業日前を約定利率決定日として当該日に改めて決定される円ＬＩＢＯＲとする。
八、本要項第一五・一項記載の社債権者の通知先を次のとおり置き換える。
〒一〇三―八三〇三東京都中央区日本橋室町二―四―三日本橋室町野村ビル
株式会社新生銀行
気付け　支配人　工藤　英之　殿
ファクシミリ番号　〇三―四五六〇―二六一三
（注）
① 右議案に関する詳細は、左記②の照会先にご照会ください。
② 証明書及び議決権行使書面の送付先並びに右議案の照会先
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
天神坂特定目的会社
平成二十三年三月二十九日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
天神坂特定目的会社
取締役　井出　清彦

一宮市の公営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。
一　一宮市に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う者の名称
愛知県住宅供給公社
二　一で定める者が管理を行う公営住宅及び共同施設の名称
一宮市営住宅条例施行規則（平成十年一宮市規則第一号）別表第一に規定する公営住宅及び共同施設
三　一で定める者が行う公営住宅及び共同施設の管理の内容
法第三章の規定に基づいて行う公営住宅及び共同施設の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することと並びに一部の修繕に関することを除く。）
四　一で定める者が公営住宅及び共同施設の管理を行う期間
平成二十三年四月一日から
平成二十六年三月三十一日まで
平成二十三年三月二十九日
名古屋市中区丸の内三丁目一九番三〇号
愛知県住宅供給公社
理事長　平松三千雄

大阪市公営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。
一　大阪市に代わって大阪市公営住宅及び共同施設の管理を行う者の名称
大阪市住宅供給公社
二　前項の者が管理を行う公営住宅及び共同施設の名称
大阪市営住宅条例施行規則（平成九年大阪市規則第六十一号）別表第一に掲げる公営住宅及びその共同施設並びに別表第二に掲げる駐車場
三　第一項の者が行う公営住宅及び共同施設の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて公営住宅及び共同施設の管理を行うこと。
ただし、次に掲げるものを除くものとする。
（一）法第二十二条の規定による入居者の公募及び特定入居に関すること。
（二）法第二十三条及び第二十四条の規定による入居者資格に関すること。
（三）法第二十五条第一項の規定による入居者の決定に関すること。
（四）法第二十九条第一項及び第七項の規定による高額所得者に対する明渡請求に関すること。
（五）法第三十二条第一項第一号から第五号までの規定による不正入居、家賃滞納等の入居者に対する明渡請求に関すること。
（六）法第三十三条第一項の規定により公営住宅監理員を置き、又は同条第二項の規定により公営住宅監理員を命ずること。
（七）法第三十四条の規定により法第二十九条第一項の規定による高額所得者に対する明渡しの請求又は法第三十条第一項の規定による収入超過者に対するあっせん等に関し入居者の収入の状況について報告を求め、又は書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めること。
四　第一項の者が公営住宅及び共同施設の管理を行う期間
平成二十三年四月一日から
平成二十四年三月三十一日まで
平成二十三年三月二十九日
大阪市北区天神橋六丁目四番二〇号住まい情報センター内
大阪市住宅供給公社
理事長　岩城　良夫

第８期決算公告

平成23年3月29日
福島県福島市佐倉下字二本榎２番地
福島キヤノン株式会社
代表取締役社長　深澤　秀樹

貸借対照表の要旨

（平成22年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	27,634	流動負債	18,605
固定資産	3,878	固定負債	6,367
有形固定資産	895	**負債合計**	**24,972**
無形固定資産	66	株主資本	6,540
投資その他の資産	2,917	資本金	80
		資本剰余金	2,235
		資本準備金	2,235
		利益剰余金	4,225
		その他利益剰余金	4,225
		純資産合計	**6,540**
資産合計	**31,512**	**負債・純資産合計**	**31,512**

損益計算書の要旨

（平成22年１月１日から平成22年12月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	79,476
売上原価	76,175
売上総利益	3,301
販売費及び一般管理費	2,594
営業利益	707
営業外収益	166
営業外費用	4
経常利益	869
特別損益	△65
税引前当期純利益	804
法人税、住民税及び事業税	179
法人税等調整額	159
当期純利益	466

2010年度決算公告

2011年３月24日
神奈川県相模原市中央区田名3700番地
キャタピラージャパン・サガミゼネラルサービス株式会社
取締役社長　川野　啓造

貸借対照表の要旨（2010年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,733,791
	固定資産	68,970
	合計	**1,802,761**
負債及び純資産の部	流動負債	400,668
	固定負債	147,225
	株主資本	1,254,868
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,234,868
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,229,868
	（うち当期純利益）	(71,580)
	合計	**1,802,761**